

「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」 の諮問と答申について



厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会は、平成 31 年 3 月 11 日、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号。以下「労基則」）に定める業務上の疾病に、オルトートルイジンにさらされる業務による膀胱がんを追加する厚生労働省の方針を「妥当」とし、厚生労働大臣に答申しました。

厚生労働省は、業務を原因として労働者が疾病にかかった場合に労災補償を受けられる範囲を、労基則別表第1の2（以下、「別表」）に具体的に掲げています。これまで、労働環境の変化に伴い新たな要因による疾病が生じうることを考慮し、定期的に「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会」（以下、「専門検討会」）で業務上疾病の範囲の医学的検討を行い、別表に業務上疾病を追加してきました。

このたび、専門検討会が平成 30 年 11 月 30 日に「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会報告書」（参考1）を取りまとめたことを受け、厚生労働省は上記の疾病を別表に追加する省令改正案要綱を、同年 12 月7日に同審議会に諮問していました。

厚生労働省は、この答申を踏まえ、平成 31 年 4 月上旬に改正省令を公布する予定です。

当社では、作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2019 年 3 月 11 日付 厚生労働省報道発表資料](#)

分析技術箇所 杉山みなみ

